

水 環 境

目 次

表 1	環境基準の達成状況	(19)
表 2	水質汚濁に係る環境基準	(22)
表 3	底質の暫定除去基準	(24)
表 4	地下水の水質汚濁に係る環境基準	(25)
表 5	ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準	(25)
表 6	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1)	(26)
表 7	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(2)	(27)
表 8	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(3)	(27)
表 9	愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要	(29)
表 10	水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	(30)
表 11	水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数	(31)
表 12	項目別排水基準超過の状況（平成27年度）	(32)
表 13	ゴルフ場排水農薬調査の結果について（平成27年度）	(32)
表 14	公共下水道の供用状況	(33)
表 15	流域下水道の供用状況	(33)

表1 環境基準の達成状況

(1) 河川49水域 (B0)

水域区分	水域名	類型	25年度	26年度	27年度	水域区分	水域名	類型	25年度	26年度	27年度
木曾川 水域	木曾川中流	A	○	○	○	矢作川 水域	矢作川上流(1)	AA	×	○	○
	木曾川下流	A	○	○	○		矢作川上流	A	○	○	○
	日光川	E	○	○	○		矢作川下流	B	○	○	○
	新川下流	E	○	○	○		巴川	A	○	○	○
	五条川下流	E	○	○	○		乙川上流	A	○	○	○
庄内川等 水域	庄内川中流(1)	B	○	○	○	乙川下流	B	○	○	○	
						鹿乗川	C	○	○	○	
	庄内川中流(2)	D	○	○	○	矢作古川	C	○	○	○	
						介木川	A	○	○	○	
	庄内川下流	D	○	○	○	男川	A	○	○	○	
名古屋市 内水域	矢田川上流	D	○	○	○	雨山川及び乙 女川下流	A	○	○	○	
	矢田川下流	D	○	○	○	木瀬川及び六 伏川下流	A	○	○	○	
	荒子川	E	○	○	○	豊川上流	AA	○	○	○	
	中川運河	E	○	○	○	豊川中流	A	○	○	○	
	堀川	D	○	○	○	豊川下流	B	○	○	○	
境川等 水域	山崎川	D	○	○	○	宇連川	AA	○	○	○	
	太白川	C	×	○	○	豊川放水路	C	○	○	○	
	境川上流	B	×	○	×	音羽川	C	○	○	○	
	境川下流	C	○	○	○	佐奈川	D	○	○	○	
	逢妻川上流	D	○	○	○	梅田川	C	○	○	○	
境川等 水域	逢妻川下流	D	○	○	○	汐川	E	○	○	○	
	猿渡川	D	○	○	○	大千瀬川	AA	○	○	○	
	稗田川	C	○	○	○						
	高浜川	C	○	○	○	天竜川 水域					
	新川	C	○	○	○	25年度環境基準達成率：46/49×100= 94%					
境川等 水域	長田川	C	○	○	○	26年度環境基準達成率：49/49×100=100%					
	半場川	C	○	○	○	27年度環境基準達成率：48/49×100= 98%					
	朝鮮川	C	○	○	○						
	阿久比川	C	○	○	○						

(2) 河川42水域 (全亜鉛)

水域区分	水域名	類型	25年度	26年度	27年度	水域区分	水域名	類型	25年度	26年度	27年度
木曾川水域	木曾川(2)	生物B	○	○	○	庄内川等 水域	乙川(ア)	生物A	○	○	○
	日光川	生物B	-	×	○		乙川(イ)	生物B	○	○	○
	新川下流	生物B	-	×	○		鹿乗川	生物B	○	○	○
	五条川下流	生物B	-	×	○		矢作古川	生物B	○	○	○
	庄内川	生物B	-	○	○		介木川	生物A	○	○	○
名古屋市内 水域	矢田川	生物B	-	×	×	男川	生物B	○	○	○	
	荒子川	生物B	-	○	○	雨山川及び 乙女川下流	生物B	○	○	○	
	中川運河	生物B	-	○	○	木瀬川及び 大伏川下流	生物B	○	○	○	
	堀川	生物B	-	×	○	豊川(ア)	生物A	-	○	○	
	山崎川	生物B	-	○	○	豊川(イ)	生物B	-	○	○	
境川等 水域	太白川	生物B	-	○	○	宇連川(ア)	生物A	-	○	○	
	境川	生物B	-	○	○	宇連川(イ)	生物B	-	○	○	
	逢妻川	生物B	-	×	×	豊川放水路	生物B	-	○	○	
	猿渡川	生物B	-	○	○	音羽川	生物B	-	○	○	
	稗田川	生物B	-	○	○	佐奈川	生物B	-	×	○	
境川等 水域	高浜川	生物B	-	○	○	梅田川	生物B	-	○	○	
	新川	生物B	-	○	○	汐川	生物B	-	○	×	
	長田川	生物B	-	×	×	大千瀬川	生物A	-	○	○	
	半場川	生物B	-	○	○	24年度環境基準達成率：12/12×100=100%					
	朝鮮川	生物B	-	×	○	25年度環境基準達成率：33/42×100= 79%					
境川等 水域	阿久比川	生物B	-	○	○	26年度環境基準達成率：38/42×100= 90%					
	矢作川(ア)	生物A	○	○	○	類型区分	環境基準値 (全亜鉛平均値)				
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○	生物A	0.03 mg/L以下				
	巴川	生物B	○	○	○	生物B	0.03 mg/L以下				

*平成20年度に矢作川水域、平成21年度に木曾川水域、平成25年度に庄内川等水域はじめ30水域の水生物の保全に係る環境基準の類型が指定されたことから、平成21年度は11水域で、平成22年度から平成25年度までは12水域で、平成26年度からは42水域で環境基準の達成状況を評価しています。

類型区分	環境基準値 (B0D75%水質値)	類型区分	環境基準値 (B0D75%水質値)
AA	1 mg/L以下	C	5 mg/L以下
A	2 mg/L以下	D	8 mg/L以下
B	3 mg/L以下	E	10 mg/L以下

(3) 河川 42 水域 (ノニルフェノール)

水域区分	水域名	類型	25年度	26年度	27年度	水域区分	水域名	類型	25年度	26年度	27年度			
木曾川水域	木曾川(2)	生物B	○	○	○	乙川(7)	乙川(7)	生物A	○	○	○			
	日光川	生物B	-	○	○		乙川(イ)	乙川(イ)	生物B	○	○	○		
	庄内川等 水域	新川下流	生物B	-	○		○	鹿乗川	鹿乗川	生物B	○	○	○	
		五条川下流	生物B	-	○		○	矢作古川	矢作古川	生物B	○	○	○	
		庄内川	生物B	-	○		○	介木川	介木川	生物A	○	○	○	
		矢田川	生物B	-	○		○	男川	男川	生物B	○	○	○	
		名古盛市内 水域	荒子川	生物B	-		○	○	雨山川及び 乙女川下流	雨山川及び 乙女川下流	生物B	○	○	○
			中川運河	生物B	-		○	○	木瀬川及び 大伏川下流	木瀬川及び 大伏川下流	生物B	○	○	○
			堀川	生物B	-		○	○	豊川(ア)	豊川(ア)	生物A	-	○	○
			山崎川	生物B	-		○	○	豊川(イ)	豊川(イ)	生物B	-	○	○
境川等 水域	天白川	生物B	-	○	○	宇運川(7)	宇運川(7)	生物A	-	○	○			
	境川	生物B	-	○	○	宇運川(イ)	宇運川(イ)	生物B	-	○	○			
	逢妻川	生物B	-	○	○	豊川放水路	豊川放水路	生物B	-	○	○			
	猿渡川	生物B	-	○	○	音羽川	音羽川	生物B	-	○	○			
	稗田川	生物B	-	○	○	佐奈川	佐奈川	生物B	-	○	○			
	高浜川	生物B	-	○	○	梅田川	梅田川	生物B	-	○	○			
	新川	生物B	-	○	○	汐川	汐川	生物B	-	○	○			
	長田川	生物B	-	○	○	天竜川水域	天竜川水域	生物A	-	○	○			
	半場川	生物B	-	○	○	25年度環境基準達成率：11/11×100=100%								
	朝鮮川	生物B	-	○	○	26年度環境基準達成率：42/42×100=100%								
矢作川 水域	阿久比川	生物B	-	○	○	27年度環境基準達成率：42/42×100=100%								
	矢作川(7)	生物A	-	○	○	類型区分	環境基準値 (ノニルフェノール平均値)							
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○	生物A	0.001 mg/L 以下							
	巴川	生物B	○	○	○	生物B	0.002 mg/L 以下							

*平成25年度は11水域で、平成26年度以降は42水域で環境基準の達成状況を評価しています。

(4) 河川 42 水域 (LAS)

水域区分	水域名	類型	26年度	27年度	水域区分	水域名	類型	26年度	27年度			
木曾川水域	木曾川(2)	生物B	○	○	乙川(7)	乙川(7)	生物A	○	○			
	日光川	生物B	×	○		乙川(イ)	乙川(イ)	生物B	○	○		
	庄内川等 水域	新川下流	生物B	○		○	鹿乗川	鹿乗川	生物B	○	○	
		五条川下流	生物B	○		○	矢作古川	矢作古川	生物B	○	○	
		庄内川	生物B	○		○	介木川	介木川	生物A	○	○	
		矢田川	生物B	○		○	男川	男川	生物B	○	○	
		名古盛市内 水域	荒子川	生物B		○	○	雨山川及び 乙女川下流	雨山川及び 乙女川下流	生物B	○	○
			中川運河	生物B		○	○	木瀬川及び 大伏川下流	木瀬川及び 大伏川下流	生物B	○	○
			堀川	生物B		○	○	豊川(ア)	豊川(ア)	生物A	○	○
			山崎川	生物B		○	○	豊川(イ)	豊川(イ)	生物B	○	○
境川等 水域	天白川	生物B	○	○	宇運川(7)	宇運川(7)	生物A	○	○			
	境川	生物B	○	○	宇運川(イ)	宇運川(イ)	生物B	○	○			
	逢妻川	生物B	○	○	豊川放水路	豊川放水路	生物B	○	○			
	猿渡川	生物B	○	○	音羽川	音羽川	生物B	○	○			
	稗田川	生物B	○	×	佐奈川	佐奈川	生物B	○	○			
	高浜川	生物B	○	○	梅田川	梅田川	生物B	○	○			
	新川	生物B	○	×	汐川	汐川	生物B	○	○			
	長田川	生物B	○	○	天竜川水域	天竜川水域	生物A	○	○			
	半場川	生物B	○	○	26年度環境基準達成率：41/42×100=98%							
	朝鮮川	生物B	○	○	27年度環境基準達成率：40/42×100=95%							
矢作川 水域	阿久比川	生物B	○	○	類型区分	環境基準値 (LAS平均値)						
	矢作川(7)	生物A	○	○	生物A	0.03 mg/L 以下						
	矢作川(イ)	生物B	○	○	生物B	0.05 mg/L 以下						
	巴川	生物B	○	○								

*平成25年3月に水生生物の保全に係る環境基準項目に追加され、26年度から環境基準の達成状況を評価しています。

(5) 湖沼 1 水域 (COD)

水域名	類型	25年度	26年度	27年度	類型区分	環境基準値 (COD75%水質値)
油ヶ淵	B	×	×	×	B	5 mg/L 以下
COD75%水質値 (mg/L)		7.7	7.5	7.2		

(6) 湖沼 1 水域 (水生生物の保全に係る環境基準項目)

水域名	項目	類型	環境基準値 (平均値)	26年度	27年度
油ヶ淵	全亜鉛	生物B	0.03 mg/L 以下	○	○
	ノニルフェノール	生物B	0.002 mg/L 以下	○	○
	LAS	生物B	0.05 mg/L 以下	○	○

(7) 海域 1 1 水域 (COD)

水域区分	水域名	類型	25年度	26年度	27年度	25年度環境基準達成率：5/11×100=45%	26年度環境基準達成率：5/11×100=45%	27年度環境基準達成率：7/11×100=64%	環境基準値 (COD75%水質値)
伊勢湾	名古屋港(甲)	C	○	○	○				2 mg/L以下
	名古屋港(乙)	B	×	×	○				3 mg/L以下
	常滑地先海域	B	×	×	○				8 mg/L以下
衣浦湾	伊勢湾	A	×	×	×				
	衣浦港	C	○	○	○				
	衣浦港南部	C	○	○	○				
渥美湾	衣浦湾	A	×	×	×				
	蒲郡地先海域	C	○	○	○				
	神野・田原地先海域	C	○	○	○				
	渥美湾(甲)	B	×	×	×				
	渥美湾(乙)	A	×	×	×				

(8) 海域 6 水域 (全窒素)

水域区分	水域名	類型	25年度	26年度	27年度	25年度環境基準達成率：6/6×100=100%	26年度環境基準達成率：6/6×100=100%	27年度環境基準達成率：5/6×100=83%	環境基準値 (全窒素平均値)
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○				0.3 mg/L以下
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	○				0.6 mg/L以下
	伊勢湾(ニ)	II	○	○	○				1 mg/L以下
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○				
	三河湾(ロ)	III	○	○	○				
	三河湾(ハ)	II	○	○	×				

(9) 海域 6 水域 (全りん)

水域区分	水域名	類型	25年度	26年度	27年度	25年度環境基準達成率：5/6×100=83%	26年度環境基準達成率：4/6×100=67%	27年度環境基準達成率：4/6×100=67%	環境基準値 (全りん平均値)
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○				0.03 mg/L以下
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	×				0.05 mg/L以下
	伊勢湾(ニ)	II	○	○	○				0.09 mg/L以下
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○				
	三河湾(ロ)	III	○	×	○				
	三河湾(ハ)	II	×	×	×				

(10) 海域 4 水域 (全亜鉛)

水域区分	水域名	類型	25年度	26年度	27年度	25年度環境基準達成率：3/4×100=75%	26年度環境基準達成率：4/4×100=100%	27年度環境基準達成率：4/4×100=100%	環境基準値 (全亜鉛平均値)
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○				0.01mg/L以下
	伊勢湾(イ)	特A	×	○	○				0.02mg/L以下
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○				
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○				

(11) 海域 4 水域 (ノニルフェノール)

水域区分	水域名	類型	25年度	26年度	27年度	25年度環境基準達成率：4/4×100=100%	26年度環境基準達成率：4/4×100=100%	27年度環境基準達成率：4/4×100=100%
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○			
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	○			
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○			
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○			

(12) 海域 4 水域 (LAS)

水域区分	水域名	類型	26年度	27年度	26年度環境基準達成率：4/4×100=100%	27年度環境基準達成率：4/4×100=100%
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○		
	伊勢湾(イ)	特A	○	○		
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○		
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○		

表2 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
 2 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川 (湖沼を除く。)

a

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				大腸菌群数
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	
AA	水道環境保全の観点及びA以下のものに掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100mL以下
A	水道産1級及びB以下のものに掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下
B	水道産2級及びC以下のものに掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 m/L以上	5,000 MPN/100mL以下
C	水道産3級及びD以下のものに掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水2級及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水3級	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L以上	—

備考
 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする (湖沼もこれに準ずる)。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：サケ科魚類及びアユ等貴重水生水域の水産生物利用並びに水産2級及び水産3級の水産生物

2級：コイ、フナ等、β-中層水生水域の水産生物

3級：コイ、フナ等、β-中層水生水域の水産生物

4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれららの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれららの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

備考
基準値は、年間平均値とする。
(注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

イ 湖 沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A	水道1級	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100mL以下
	水道2級	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	5 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下
	水道3級	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	15 mg/L以下	5 mg/L以上	—
B	工業用水1級	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	こみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L以上	—
	工業用水2級	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	こみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L以上	—

備考
1 基準値は、日間平均値とする。
2 水道1級、水道2級及び水道3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。
(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級：ヒメマス等富栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
2級：サケ科魚類及びアユ等富栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全重鉛	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水道1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
V	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下

備考
1 基準値は年間平均値とする。
2 水産タイプの指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。
(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
3種：コイ、フナ等の水産生物用
4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれららの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれららの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

備考
基準値は、年間平均値とする。
(注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

a

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					n - へ キ サ ン 抽 出 物 質 (油分等)
		水素イオン濃 度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	大腸菌群数	
A	水産1級 浴	7.8 以上	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL 以下	検出されない こと。	
	水 自然環境保 全及びB以下 の欄に掲げるもの	8.3 以下	以下	以上	100mL 以下	検出されない こと。	
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと。	
	環境保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—	

備考
1 基準値は、日間平均値とする。
2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考
1 基準値は年間平均値とする。
2 水産類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

備考
基準値は、年間平均値とする。

(注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

表 3 底質の暫定除去基準

項目	暫定除去基準値
水 銀	河川・湖沼：25 ppm 以上 海域：次式により算出した値(C) 以上 $C = 0.18 \times (\Delta H / J) \times (1 / S)$ (ppm) $\Delta H = \text{平均潮差 (m)}$ 、 $J = \text{溶出率}$ 、 $S = \text{安全率}$ (例えば、 $\Delta H = 2.3 \text{ m}$ (三河湾)、 $J = 5 \times 10^{-4}$ 、 $S = 100$ とすると、 $C = 8.3 \text{ ppm}$ となる)
P C B	10 ppm 以上

表4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表5 ダイオキシン類による水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)に係る環境基準

媒体	基準値
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考

- 1 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 2 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 3 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値とする。
- 4 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

表6 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1)

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型指定

1 河川

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曾川水域	木曾川中流	落合ダムから犬山頭首工まで	A	昭	昭和45年9月1日 閣議決定
	木曾川下流	犬山頭首工より下流	A	イ	平成14年7月15日 環境省告示(昭和45年9月1日 閣議決定)
庄内川等水域	庄内川中流(1)	水野川合流点より上流	B	イ	平成12年3月31日 愛知県告示(昭和61年3月31日 愛知県告示)
	庄内川中流(2)	水野川合流点から水分橋まで	D	イ	平成12年3月31日 愛知県告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	庄内川下流	水分橋より下流	D	イ	平成12年3月31日 愛知県告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	矢田川上流	大森橋より上流	D	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	矢田川下流	大森橋より下流	D	イ	平成17年3月25日 愛知県告示(平成8年3月29日 愛知県告示)
	五条川下流	待合橋より下流	E	イ	平成17年3月25日 愛知県告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	新田下流	新橋より下流	E	ハ	昭和46年5月25日 閣議決定
	日光川	全域	E	ハ	昭和46年5月25日 閣議決定
	中川運河	全域	E	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	堀川	全域	D	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
名古屋市内水域	山崎川	全域	D	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	天白川	全域	C	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	境川上流	新築橋より上流	B	ハ	昭和46年5月25日 閣議決定
	境川下流	新築橋より下流	C	ハ	昭和46年5月25日 閣議決定
	蓬妻川上流	境大橋より上流	D	ハ	昭和46年5月25日 閣議決定
	蓬妻川下流	境大橋より下流	D	イ	平成10年3月30日 愛知県告示(昭和45年9月1日 閣議決定)
	猿渡川	全域	D	ハ	昭和45年9月1日 閣議決定
	朝敵川	全域	C	イ	平成10年3月30日 愛知県告示(昭和45年9月1日 閣議決定)
	半場川	全域	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
	長田川	全域	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
矢作川水域	稗田川	全域	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
	高浜川	全域	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
	新川	全域	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
	阿久比川	全域	C	ロ	昭和47年3月31日 愛知県告示
	矢作川上流(1)	矢作ダムより上流の矢作川	A	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示
	矢作川上流	矢作ダムから明治用水頭首工まで	A	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
	矢作川下流	明治用水頭首工より下流	B	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
	乙川上流	岡崎市取水口より上流	A	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
	乙川下流	岡崎市取水口より下流	B	イ	平成12年3月31日 愛知県告示(昭和45年9月1日 閣議決定)
	巴川	全域	A	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
豊川等水域	矢作古川	全域	C	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示
	豊川	全域	C	ロ	昭和48年3月30日 愛知県告示
	芥木川	全域	A	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示
	男川	全域	A	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示
	雨山川及び乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川	A	イ	平成11年3月31日 愛知県告示
	木瀬川及び大沢川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流の沢川	A	イ	平成11年3月31日 愛知県告示
	豊川上流	宇連川合流点より上流	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	豊川中流	宇連川合流点から豊橋市下桑上水運取地地点まで	A	イ	平成11年3月31日 愛知県告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	豊川下流	下桑上水運取地地点より下流	B	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	宇連川	全域	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
天竜川水域	豊川放水路	全域	C	イ	平成11年3月31日 愛知県告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	梅田川	全域	C	ハ	昭和50年3月31日 愛知県告示
	菅刈川	全域	C	イ	昭和50年3月31日 愛知県告示
	佐奈川	全域	D	イ	昭和62年3月30日 愛知県告示
矢川	全域	E	ハ	昭和62年3月30日 愛知県告示	
大千瀬川	鶴岡町域より上流	A	ロ	平成8年3月29日 愛知県告示	

2 湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
埴川等水域	油ヶ淵	全域	B	イ	昭和45年9月1日 閣議決定

3 海域

水域区分	水域名	範囲	該当類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	名古屋港(甲)	別記1の水域	C	ハ	平成14年3月29日 環境省告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	名古屋港(乙)	別記2の水域	B	ロ	昭和46年5月25日 閣議決定
	常滑地先海域	別記3の水域	B	ロ	昭和46年5月25日 閣議決定
	伊勢湾	別記4の水域	A	イ	平成14年3月29日 環境省告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
衣浦湾水域	衣浦港	別記5の水域	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
	衣浦港南部	別記6の水域	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
	衣浦湾	別記7の水域	A	ロ	昭和47年3月31日 愛知県告示
	蒲郡地先海域	別記8の水域	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
瀧美湾水域	神野・田原地先海域	別記9の水域	C	ロ	昭和46年5月25日 閣議決定
	瀧美湾(甲)	別記10の水域	B	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	瀧美湾(乙)	別記11の水域	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定

(別記)

- 木曾川左岸導流堤南端と外港第1航路第1灯標(北緯34度58分6秒,東経136度47分55秒)を結ぶ線、同地点と知多市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 木曾川左岸導流堤南端と木曾川右岸導流堤先端を結ぶ線、同地点と外港第1航路伊勢湾導流堤を結ぶ線、同地点と矢田川河口右岸を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって、名古屋港(甲)に係る部分を除いたもの
- 矢田川河口右岸から美浜町稲早川河口右岸に至る陸岸の地先海域であって、陸岸から1,000m以内の部分
- 羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、名古屋港(甲)、名古屋港(乙)、常滑地先海域、四日市港(甲)、四日市港(乙)、四日市・鈴鹿地先海域(甲)、四日市・鈴鹿地先海域(乙)、津・松阪地先海域及び伊勢地先海域に係る部分を除いたもの(四日市港(甲)、四日市港(乙)、四日市・鈴鹿地先海域(甲)及び四日市・鈴鹿地先海域(乙)の水域の範囲は、昭和45年9月1日に閣議決定された「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」における別記に掲げる水域のとおりとする)
- 衣浦大橋より湾奥の衣浦港
- 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域。ただし、衣浦大橋から湾奥の海域を除く。
- 西尾市吉良町姪子岬と田原市伊良湖岬を結ぶ線、同地点と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。ただし、衣浦港防波堤から湾奥の海域を除く。
- 中川河口左岸と同地点から南東2,000mの地点を結ぶ線、同地点と蒲郡港東防波堤灯台を結ぶ線、同地点と中央埠頭東南端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 豊川河口左岸と同地点から西南西4,500mの地点を結ぶ線、同地点から南3,500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南西5,500mの地点を結ぶ線、同地点と田原市日谷基標(北緯34度41分21秒,東経137度14分19秒)を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 三河港々湾区域であって、蒲郡地先海域及び神野・田原地先海域に係る部分を除いたもの
- 西尾市吉良町姪子岬から田原市伊良湖岬に至る陸岸の地先海域であって、蒲郡地先海域、神野・田原地先海域及び瀧美湾(甲)に係る部分を除いたもの

(注) 達成期間の欄の記号の内容については、次のとおりである。

- 「イ」は、直ちに達成
- 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

表 7 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況 (2)

全窒素及び全磷に係る水質環境基準の水域類型指定

海域		水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾(イ)	伊勢湾(イ)	別記1の水域	IV	直ちに達成。	平成14年3月15日 環境省告示 (平成8年2月27日 環境省告示)	
		伊勢湾(ハ)	別記2の水域	III	直ちに達成。		
		伊勢湾(ニ)	別記3の水域	II	直ちに達成。		
三河湾水域	三河湾(イ)	三河湾(イ)	別記4の水域	IV	5年以内で可及的 速やかに達成。	平成7年10月11日 愛知県告示	
		三河湾(ロ)	別記5の水域	III	直ちに達成。		
		三河湾(ハ)	別記6の水域	II	5年以内で可及的 速やかに達成。		

(別記)

1. 木曽川左岸導流堤南端から伊勢湾灯標まで引いた線,同灯標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線,同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
2. 二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線,大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって,伊勢湾(イ)及び伊勢湾(ロ)に係る部分を除いたもの
3. 羽豆岬から篠島北端まで引いた線,同島南端から伊良湖岬まで引いた線,同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって,伊勢湾(イ)及び伊勢湾(ハ)に係る部分を除いたもの
4. 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域
5. 三河港港湾区域の海域
6. 田原市伊良湖岬と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線,同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって,三河湾(イ)及び三河湾(ロ)に係る部分を除いたもの

表 8 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況 (3)

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

1. 河川・湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考		
木曽川水域	木曽川(2)	中瀬大橋より下流に限る。	生物B	直ちに達成	平成21年11月30日 環境省告示		
	日光川	全城	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成			
庄内川等 水域	新川下流	新橋より下流	生物B	直ちに達成			
	五条川下流	待合橋より下流	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成			
	庄内川	全城	生物B	直ちに達成			
	矢田川	全城	生物B	直ちに達成			
	荒子川	全城	生物B	直ちに達成			
	中川運河	全城	生物B	直ちに達成			
	名古屋市内 水域	堀川	全城	生物B		直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示
		山崎川	全城	生物B		直ちに達成	
		天白川	全城	生物B		直ちに達成	
		境川	全城	生物B		直ちに達成	
逢妻川		全城	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成			
境川等水域	猿渡川	全城	生物B	直ちに達成			
	稗田川	全城	生物B	直ちに達成			
	高浜川	全城	生物B	直ちに達成			
	新川	全城	生物B	直ちに達成			
	長田川	全城	生物B	直ちに達成			
	半場川	全城	生物B	直ちに達成			
	朝鮮川	全城	生物B	5年以内で可及的速 やかに達成			
	阿久比川	全城	生物B	直ちに達成			

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
3 海域	伊勢湾水域	伊勢湾(イ)	生物A	直ちに達成。	平成24年11月2日 環境省告示
		伊勢湾(イ)	生物特A	直ちに達成。	
		伊勢湾(ハ)	生物特A	直ちに達成。	
		伊勢湾(ホ)	生物特A	直ちに達成。	
		伊勢湾(イ)～(ト)を除く全域(三河湾を除く)	生物A	直ちに達成。	

(別記)

- 愛知県名古屋港区空見町空見ふ頭内南西部フェリーふ頭西端の陸地の地点と愛知県海部郡飛島村金岡木場金岡ふ頭北東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 富具崎港南西端の陸地の地点と同地点から西方500mの地点(北緯34度45分51秒、東経136度50分01秒)を結ぶ線、同港西防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、小鈴谷漁港(小鈴谷地区)北防波堤先端と同港(小鈴谷地区)南防波堤先端を結ぶ線、同港(大谷地区)北防波堤先端と同港(大谷地区)南防波堤先端を結ぶ線、菊屋漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、常滑港南防波堤(りんくう町)先端と同港南防波堤(保栄町)先端を結ぶ線、鬼崎漁港(榎戸地区)西防波堤先端と同港(榎戸地区)北防波堤先端を結ぶ線、同港(榎戸地区)北防波堤先端と同港(榎戸地区)南防波堤先端を結ぶ線、大野漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、愛知県知多市大草の陸地の地点(北緯34度56分53秒、東経136度49分35秒)と同地点から西方2500mの地点(北緯34度56分53秒、東経136度48分00秒)を結ぶ線、水深15mの等深線及び陸岸により囲まれた海域(ただし、中部国際空港船着場北東端の陸地の地点と同船着場南東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。)
- 伊良湖岬と同地点から南南西1750mの地点(北緯34度33分51秒、東経137度00分33秒)を結ぶ線、同岬と篠島南端を結ぶ線、同島北端と羽豆岬を結ぶ線、豊浜港(小佐地区)西防波堤先端と同港(小佐地区)東防波堤先端を結ぶ線、同港(豊浜地区)西防波堤先端と同港(豊浜地区)南知多町豊浜造船所北西端の陸地の地点を結ぶ線、同港(中州地区)東防波堤先端を結ぶ線、山海漁港東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、内海港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、富具崎港南西端の陸地の地点と同地点から西方500mの地点(北緯34度45分51秒、東経136度50分01秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東8500mの地点(北緯34度42分57秒、東経136度53分27秒)を結ぶ水深10mの等深線、同地点と同地点から南方12500mの地点(北緯34度36分11秒、東経136度53分30秒)を結ぶ線、同地点を基点とする水深30mの等深線及び陸岸により囲まれた海域(ただし、篠島漁港北内防波堤先端と同港約り堀堤防先端を結ぶ線、同港理立地南西端の陸地の地点と同港南内防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。)

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
矢作川水域	矢作川(ア)	矢作ダムより上流	生物A	直ちに達成	平成21年3月27日 愛知県告示
	矢作川(イ)	矢作ダムより下流	生物B	直ちに達成	
	巴川	全域	生物B	直ちに達成	
	乙川(ア)	乙川天神橋より上流	生物A	直ちに達成	
	乙川(イ)	乙川天神橋より下流	生物B	直ちに達成	
	鹿乗川	全域	生物B	直ちに達成	
	矢作古川	全域	生物B	直ちに達成	
	介木川	全域	生物A	直ちに達成	
	男川	全域	生物B	直ちに達成	
	雨山川及び乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川	生物B	直ちに達成	
	木瀬川及び矢伏川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流の矢伏川	生物B	直ちに達成	
	豊川(ア)	布里堰堤より上流	生物A	直ちに達成	
	豊川(イ)	布里堰堤より下流	生物B	直ちに達成	
	宇運川(ア)	兼乙女橋より上流	生物A	直ちに達成	
	宇運川(イ)	兼乙女橋より下流	生物B	直ちに達成	
豊川放水路	全域	生物B	直ちに達成		
豊川等水域	音羽川	全域	生物B	直ちに達成	
	佐奈川	全域	生物B	5年以内で可及的速やかに達成	
	梅田川	静岡県に属する水域を除く。	生物B	直ちに達成	
	汐川	全域	生物B	直ちに達成	
	大千瀬川	静岡県境より上流	生物A	直ちに達成	

平成25年12月24日 愛知県告示

2 湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	油ヶ淵	全域	生物B	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示

表9 愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要

	物質又は項目名	規制時期	根拠	排出基準適用対象
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、油分(動植物性、鉱油)、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガニン、クロム、大腸菌群数	昭和46. 6. 24 昭和47. 4. 1	水質汚濁防止法 上乗せ条例	・日平均排水量(以下同じ)50m ³ 以上排出する特定事業場 ・50m ³ 未満を含む特定事業場(水域・業種等により対象規模が異なる。)
	窒素、りん	昭和60. 7. 15 平成5. 10. 1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	・特定の湖沼及びその流入河川に50m ³ 以上排出する特定事業場※ ・伊勢湾及びその流入河川に50m ³ 以上排出する特定事業場(※を除く)
健康項目	カドミウム、鉛、シアン、有機りん、六価クロム、ヒ素、水銀、アルキル水銀(以上化合物を含む)、PCB	昭和46. 6. 24	水質汚濁防止法	すべての特定事業場(上乗せ条例により一部水域でシアンを規制している。)
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	平成1. 10. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
濃度規制	1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン他10物質	平成6. 2. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	ほう素、ふっ素(以上化合物を含む)、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	平成13. 7. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
総量規制	1,4-ジオキサン	平成24. 5. 25	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	COD、窒素、りん(窒素、りんは第5次総量規制から適用)	昭和55. 7. 1 昭和62. 7. 1 平成3. 7. 1 平成8. 9. 1 平成14. 10. 1 平成19. 9. 1 平成24. 2. 24	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	・伊勢湾及びその流入河川に50m ³ 以上排出する特定事業場 (第1次総量規制) (第2次総量規制) (第3次総量規制) (第4次総量規制) (第5次総量規制) (第6次総量規制) (第7次総量規制)
指導値	COD、窒素、りん(窒素、りんは平成15.10.1から適用)	昭和56. 2. 3 平成15. 10. 1	小規模事業場等排水対策指導要領	・総量規制基準適用外事業場のうち、一定の排水量以上の工場等(特定事業場以外を含む)

(注)上乗せ条例:水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例
(資料)環境部作成

表10 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

水 域	所 管	業 種 別 内 訳 (件)											事 業 場 数 (件)									
		畜 産 農 業	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	化 学 工 業	窯 業	鉄 鋼 業	機 金 製 造 業	浄 水 施 設	旅 館 業	洗 たく 業	病 院		車 両 洗 浄 施 設 式	試 験 研 究 機 関	ご み 処 理 場	下 水 道 終 末 施 設 及 び 水 質 汚 濁 防 止 場 所	そ の 他				
木 曽 川	愛 知 県 一 宮 市	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	17	9	1	7	2	1	19	3	70
名 古 屋 港・庄内川等	愛 知 県 名 古 屋 市 一 宮 市	96	293	21	29	264	10	240	5	381	326	11	633	35	10	1,032	356	35	10	1,032	356	3,742
	春 日 井 市	2	18	1	5	11	0	63	3	19	60	3	94	9	1	124	64	9	1	124	64	477
名 古 屋 市 内	愛 知 県 名 古 屋 市	2	5	0	0	2	0	16	1	5	17	0	30	2	0	63	11	2	0	63	11	154
	名 古 屋 市	3	4	5	5	4	6	27	1	10	17	1	32	9	1	19	21	9	1	19	21	165
衣 浦 湾・境川等	愛 知 県 愛 知 市	174	191	14	32	48	6	271	4	281	185	8	319	35	8	365	202	35	8	365	202	2,143
	岡 崎 市	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	2	6
矢 作 川	岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊 田 市	9	8	0	0	2	0	45	0	15	21	1	68	3	0	78	28	3	0	78	28	278
渥 美 湾・豊川等	愛 知 県 愛 知 市	103	43	5	1	13	1	43	1	45	53	3	97	3	1	106	41	3	1	106	41	559
	岡 崎 市	10	18	6	3	12	0	41	3	36	42	2	96	13	2	82	43	13	2	82	43	409
天 竜 川	豊 田 市	39	38	0	4	51	0	31	4	99	42	0	94	7	2	120	90	7	2	120	90	621
	豊 田 市	412	166	20	9	24	5	74	2	246	135	4	178	27	6	142	110	27	6	142	110	1,560
小 計	豊 田 市	177	69	3	3	18	1	42	3	30	70	8	112	14	0	93	96	14	0	93	96	739
	岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	愛 知 県	2	8	0	0	5	0	0	0	28	2	0	2	0	1	6	3	0	1	6	3	57
	愛 知 県	792	711	60	71	356	22	645	15	1,003	727	27	1,266	104	27	1,733	726	104	27	1,733	726	8,285
小 計	名 古 屋 市	3	14	9	10	11	6	63	1	19	51	3	70	24	3	65	44	24	3	65	44	396
	豊 田 市	177	69	3	3	18	1	42	3	30	70	8	112	14	0	93	96	14	0	93	96	739
小 計	岡 崎 市	10	18	6	3	12	0	41	3	36	42	2	96	13	2	82	43	13	2	82	43	409
	一 宮 市	3	28	51	1	4	0	15	1	15	65	1	95	9	1	113	42	9	1	113	42	444
小 計	春 日 井 市	2	18	1	5	11	0	63	3	19	60	3	94	9	1	124	64	9	1	124	64	477
	豊 田 市	48	46	0	4	53	0	76	4	114	63	1	162	10	2	198	118	10	2	198	118	899
計		1,035	904	130	97	465	29	945	30	1,236	1,078	45	1,895	183	36	2,411	1,134	183	36	2,411	1,134	11,653

(注)1 し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む

2 平成28年3月末現在

(資料)環境部調べ

表12 項目別排水基準超過の状況(平成27年度)

検査項目(略号)	検査数(件)	排水基準値を 超えた数(件)	排水基準値を 超えた割合(%)
pH	444	9	2.0
BOD	345	6	1.7
COD	379		
SS	431	5	1.2
ノルマルヘキサノン抽出物質 フェノール類	3		
銅	18		
亜鉛	56	2	3.6
溶解性鉄	4		
溶解性マンガム	11		
クロム	41	1	2.4
大腸菌群	1		
全窒素	441	1	0.2
全リン	441	3	0.7
カドミウム	6		
シアン	29		
有機リン			
鉛	23		
六価クロム	43		
砒素	6		
水銀	2		
PCB			
トリクロロエチレン	15		
テトラクロロエチレン	14		
ジクロロメタン	14		
四塩化炭素	14		
1, 2-ジクロロエタン	1		
1, 1-ジクロロエチレン			
シス-1, 2-ジクロロエチレン			
1, 1, 1-トリクロロエタン			
1, 1, 2-トリクロロエタン			
1, 1, 3-ジクロロプロペン			
チオベンゼン			
ベンゼン			
セレン	1		
ほう素	27		
ふっ素	50		
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 その他	27	2	7.4
計	2897	29	1.0

(注) 検査数(件)は排水に係るもののみである。

表13 ゴルフ場排水農薬調査の結果について(平成27年度)

区分	ゴルフ場数		延べ検体数	
	指針値超過		分析した農薬の種類	指針値超過検体数
殺虫剤	19	0	17	0
殺菌剤	26	0	35	0
除草剤	15	0	24	0
植物成長調整剤	6	0	1	0
全体	26	0	77	0

(注) 1 延べ検体数は、採水した試料についての分析項目の合計を示す。

2 政令市(岡崎市(5ゴルフ場)、春日井市(2ゴルフ場)及び豊田市(10ゴルフ場))を含む県内26調査対象ゴルフ場の調査結果。

(資料) 環境部調べ

表15 流域下水道の供用状況

流域下水道名	処理場名	構成市町	供用開始年度	処理区域面積 (h.a.)	処理区域人口 (人)	処理能力 (m ³ /日)
矢作川流域下水道	矢作川浄化センター	岡崎市, 豊田市, 安城市, 西尾市, 幸田町	H 4	13,469 19,134	774,780 850,310	263,800 463,800
境川流域下水道	境川浄化センター	刈谷市, 豊田市, 安城市, 大府市, 知立市, 豊明市, みよし市, 東郷町, 東浦町	H元	8,468 13,170	535,055 646,219	194,200 367,000
衣浦西部流域下水道	衣浦西部浄化センター	半田市, 知多市, 阿久比町, 東浦町, 武豊町	H 3	3,453 4,765	202,806 232,800	84,600 122,000
衣浦東部流域下水道	衣浦東部浄化センター	碧南市, 安城市, 高浜市	H 8	2,017 3,344	92,663 128,770	31,100 74,900
豊川流域下水道	豊川浄化センター	豊橋市, 豊川市, 蒲郡市, 新城市	S 5 5	4,663 6,897	206,761 248,190	104,000 171,000
五条川左岸流域下水道	五条川左岸浄化センター	犬山市, 小牧市, 岩倉市, 大口町	S 6 2	3,379 5,460	171,124 224,280	91,200 139,600
日光川上流流域下水道	日光川上流浄化センター	一宮市, 稲沢市	H 1 2	2,912 5,997	185,748 302,200	68,600 184,300
五条川右岸流域下水道	五条川右岸浄化センター	一宮市, 犬山市, 江南市, 岩倉市, 大口町, 扶桑町	H 1 3	1,787 5,518	103,486 263,140	30,000 138,800
新川東部流域下水道	新川東部浄化センター	北名古屋市, 豊山町	H 1 9	610 1,733	43,286 89,370	13,390 52,300
日光川下流流域下水道	日光川下流浄化センター	津島市, 愛西市, 弥富市, あま市, 大治町, 蟹江町	H 2 1	1,391 6,006	80,878 298,500	24,100 153,800
新川西部流域下水道	新川西部浄化センター	清須市, 北名古屋市	H 2 4	203 1,363	13,633 62,920	4,400 35,200

(注) 表の数字については、それぞれ以下のとおり。
 上段：平成28年4月1日現在の整備実績
 下段：平成28年4月1日現在の基本計画値
 (資料) 建設部調べ

表14 公共下水道の供用状況

都市名	行政人口 (人)	処理区域		普及率 ②/① (%)
		面積 (ha)	人口 (人)	
名古屋	2,266,161	28,228	2,249,400	99.3%
豊橋	377,575	4,873	283,367	75.0%
岡崎	383,493	5,660	336,221	87.7%
瀬戸	386,094	4,142	255,580	66.2%
刈谷	130,676	1,353	77,110	59.0%
半田市	118,713	1,853	105,090	88.5%
春日井	311,236	3,166	209,832	67.4%
豊川	185,350	3,127	143,508	77.4%
津島	63,901	386	21,913	34.3%
碧南市	71,789	1,119	52,079	72.5%
刈谷市	149,245	2,203	136,701	91.6%
豊田市	422,947	4,833	299,001	70.7%
安城市	186,104	2,277	144,047	77.4%
西尾市	170,869	2,827	125,051	73.2%
蒲郡市	81,078	1,111	50,161	61.9%
犬山市	74,709	1,026	48,330	64.7%
常滑市	58,355	1,047	27,126	46.5%
江南市	101,070	443	29,573	29.3%
小牧市	153,526	2,059	111,228	72.4%
稲沢市	137,906	903	54,839	39.8%
東海市	113,727	1,380	86,768	76.3%
大府市	90,160	1,288	74,775	82.9%
知多市	86,025	1,417	81,832	95.1%
知立市	70,987	599	43,749	61.6%
尾張旭市	82,757	811	57,172	69.1%
高浜市	46,892	478	27,180	58.0%
岩倉市	47,656	377	31,541	66.2%
豊明市	68,674	707	50,827	74.0%
日進市	88,256	910	61,952	70.2%
田原市	63,853	864	30,929	48.4%
愛西市	64,430	280	15,331	23.8%
清須市	67,096	203	13,633	20.3%
北名古屋市	84,483	428	34,225	40.5%
弥富市	44,388	204	11,924	26.9%
みよし市	60,365	881	46,586	77.2%
あま市	88,507	403	22,989	26.0%
長久手市	55,787	696	49,788	89.2%
東郷町	42,878	491	33,713	78.6%
豊山町	15,394	182	9,061	58.9%
大口町	23,470	540	19,287	82.2%
扶桑町	34,477	202	12,564	36.4%
大治町	31,647	79	5,267	16.6%
蟹江町	37,741	213	15,063	39.9%
阿久比町	28,372	372	24,056	84.8%
東浦町	50,238	612	39,258	78.1%
武豊町	42,993	655	33,592	78.1%
幸田町	40,121	586	28,262	70.4%
東栄町	3,503	98	1,821	52.0%
その他の都市	52,445	0	0	0.0%
計(名古屋を除く)	7,506,522	89,008	5,739,447	76.5%
	5,240,361	60,780	3,490,047	66.6%

(注) 1 処理区域面積は平成28年3月31日現在の数値。
 2 行政人口及び処理区域内人口は平成28年3月31日現在の住民基本台帳調べによる。
 3 処理区域：排水区域のうち排除された下水を最終処理場により処理することができる地域で、下水道法第九條第二項に準用する同条第一項の規定により公示された区域
 4 上記集計表には区域外流入は含まない。
 (資料) 建設部調べ